

## 令和 7 年あきる野市農業委員会 9 月総会議事録

令和 7 年 9 月 26 日（金）午後 1 時 30 分、令和 7 年あきる野市農業委員会 9 月総会は、あきる野市役所本庁舎 5 階、503 会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山崎勇、橋本敦美、長濱一郎、山崎健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、志村修司、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野崎忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長 松村直人 ・ 事務局次長 岩田英明 ・ 事務局 水葉幸恵、森みな美

### 議事日程

- |         |                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------|
| 第 1 号議案 | 農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について                              |
| 第 2 号議案 | 相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について                  |
| 第 3 号議案 | 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について                                |
| 第 4 号議案 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について |
| 第 5 号議案 | 生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について                                |

開会 午後1時30分

(事務局長) 皆さま、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から令和7年あきる野市農業委員会9月総会を開催いたします。それでは初めに甲野会長からご挨拶をお願いします。

(会長) 皆さま、こんにちは。お忙しい午後、総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。この頃ようやく朝、夕は特に涼しさがでてきて、急激な温度変化もありましたので、体調が心配な方もいると思うのですが、皆さん畑の仕事とか、ようやく過ごしやすい天気になったなと思ったら、今日はまた朝からぶり返して暑い天気、しばらくこんな感じが続くのかなと思います。農作物もそうですが、体調等いろいろ気をつけていただいて、これからも秋、冬にかけて農作業に励んでいただきたいと思います。また、今日は案件がかなりございますので、皆さまのご協力をいただきまして、スムーズに審議が進みますように、どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局長) ありがとうございます。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

(会長) はい。諸報告、8月31日に開催された、あきる野市市制施行30周年記念式典に多数の委員にご出席いただきました。ありがとうございます。9月18日に開催された、農業委員会会長職務代理・部会長研究集会に堀江委員と長濱委員が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は堀江委員と渡邊委員になります。よろしくお願いいたします。

(事務局長) はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

(議長) 本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員6名の合計20名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。それでは議事に入ります。本日はご本人をお呼びしている案件が2件ございますので、そちらから先に審議いたします。それでは、第1号議案、収受67について、事務局、説明願います。

(事務局) はい。それでは、議案書1ページ目をご覧ください。収受67について、補足説明をさせていただきます。ご提出いただいた時には全9筆でのご申請でございましたが、所有者様の都合により1筆取り下げとなりましたので、ご報告させていただきます。つきましては、土地の表示の上から3番目を除いた、全8筆でご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

(事務局次長) 引き続き、議案書1ページ目をご覧ください。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の許可について。農地法第3条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和7年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第1号議案・収受67 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受67について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。9月19日に山崎勇委員と事務局2名と共に現地を見てまいりました。地図は9ページと10ページですが、まず最初にお伝えしておきますけれども、今回筆数が非常に

多くなっておりますが、全ての場所、短い下草が生えている状態で、また急な斜面の所も多く、正直に言いますと、普通に野菜を作るとか、そういうような感じの場所ではありません。農地として見るにはなかなか厳しい所が非常に多かったです。という事をちょっと念頭に置いて、説明をさせていただきます。まず地図の9ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

こちらの方は地図上分かりづらいですけれども、上の方にある道からかなり急な斜面を下りていくような形の場所になります。以前は棚田になっていたらしく、石垣を組んで段々な状態になっております。田①につきましては、その棚田の一部というようなイメージになります。現状は多数の雑木がたくさん生えているような状態で、正直ちょっとこれをどうするのかなという、なんとも言えない所でしたけど、今回見た中では一番現状が厳しい状況となっている所でした。畑①につきましては、こちらは先ほど説明した通り、短い下草が一面に生えているような形で、特段それ以外は何もないという状況です。ただ東側の方に竹林がありまして、竹が若干浸食してくるかも知れないという状態なんですけれども、現状は足首ぐらいまでの短い下草が一面に生えている形で、また石が非常に多かったです。あと、獣害もかなりある所で、実際に鹿の糞とか多数落ちておりました。なかなか農地として使用するのには厳しい場所ではないかなと思います。続きまして10ページをお願いします。

**(現地案内図 説明)**

今回購入される〇〇さんですが、譲渡人の△△さんのご自宅を買われるということで、そのご自宅が左上にある住宅です。なので、自宅周辺にある農地と一緒に購入するというイメージを持っていただければよろしいかと思います。まず畑④ですが、こちらは自宅の前の狭い所なのですが、現状柑橘の老木が1本ポツンと植えてあるような状態で、それ以外は足首ぐらいまでの下草が生えているような状態です。その前の畑⑤、こちらは途中で石垣が組まれたような段になっておりまして、斜面になっています。やはり足首ぐらいまでの草が一面に生えているのと、奥の方に柚だったと思うのですが、現状ほぼ枯れてしまっている木が1本ありました。その下の畑②、こちらもほぼ足首ぐらいまでの草が一面に生えている、草原みたいな感じになっているのですが、ここも地図上では分かりづらいですが、なかなかの斜面になっておりまして、正直機械とかを入れるのは厳しい状況の所で、ここも奥の方に柚があるような状態でした。その隣の畑③、こちらも足首ぐらいまでの草が全面に生えていて、あと、かつてキウイの栽培をされていたのかなという名残の単管パイプを組んだ物が残っているような状態でした。下の方に下がって田②と田③、こちらは2筆に分かれています、一体と考えていただいてもいいかと思います。ここもおそらく以前は田んぼとして使用されていたのではないかと思います。ちょっとした石垣が組まれて段ができていて、現地調査の前日雨だったのですが、結構上から水が出ているという感じがありましたが、ここも今は足首ぐらいまでの草が一面に生えているような状態でした。場所的に獣害もかなりある場所ですので、何をされるのかというところで、かなり、何をやるにしても大変だと思うのですが、一応ご本人はキウイだとか、果樹、ワラビ、ショウガ等を考えているというようなお話ですが、この後ご本人がいらっしゃるようですので、そのあたりは聞いていただければよろしいかなと思います。報告は以上です。

(議長) ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございま

すか。ご本人がいらっしゃるもので、何か意見がありましたらぜひよろしくお願いします。  
それでは、ご本人をお呼びいたします。お願いします。

(〇〇氏 入室)

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の抱負、  
計画等ありましたら、お話いただきたいと思います。お願いします。

(〇〇氏) はい。よろしくお願いいたします。昔から常々農業等をやってみたいなという気持ちがありまして、仕事も辞めて定年となりまして、ちょっと時間的に余裕ができるようになりましたので、あちこち古民家とか、そういう所をインターネットとか不動産屋さんの方で回って回りましたら、たまたま●●●●●さんの方で農地と一緒に売り出しをしている古民家があると紹介をいただきました。それで場所を確認したらすごく良い所で、それから畑も一応、これからすぐできそうな感じはちょっとなかったんですけども、これから開拓してですね、また、木など勝手に植えたりなんかしているものか、ちょっと今のところ分かりませんので、そういうところをご近所の方と相談させていただきながら作物を植えて、収穫していけたらと思ひまして、たまたまそういう運が、農地を売ってくださる方がおられましたので、やってみたいというところで、今回申請させていただきました。将来的には果樹、それをメインに最初はさせていただいて、鳥獣、猿とかイノシシとか、それらの被害になるべく遭わないような作物を植えさせていただいて、皆さんのところにお配りできるような物ができたらいいなと思っております。さほど大きな経験は今のところ持っておりません。やりながら少しずつ拡大していけたらいいかなというように考えている次第です。現在は●●市に住んでおりまして、そこから車で●●分ぐらいの所に住んでおります。将来的にはこちらに越して来られたらいいなと考えております。簡単ではございますが以上です。よろしくお願いいたします。

(議長) はい。ありがとうございました。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(山崎勇委員) すみません。山崎と申します。あの、先週現地を見させていただきました。農地がかなり点在しておりますので、管理の方がかなり大変かなと思いますし、また、柚とか栗とか果樹の栽培を中心にやっていくと伺っていますが、ご存じのようですが、イノシシだとか猿だとか鹿だとか、いろいろな動物がおりますので、そちらの方かなり被害が出るかなと思いますけど、いろいろと頑張ってみていただきたいと思います。頑張ってください。

(〇〇氏) はい。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。

(田中委員) いいですか。私、田中と申します。よろしくお願いいたします。実は私、すぐ近くに住んでいます。あの、買われるということで、先ほど山崎勇委員も言ったとおり、あそこは鹿が特に多い。ですから、その辺のところを気をつけて、気をつけてと言うか、その対策に随分労力を費やすんじゃないかなというように思っています。それで、今回買われる自宅の段下、道路の右上ですね。あそこが一番早く手が付けられるんじゃないかなと思っているんですけど、また将来的には移住していただくということで、●●地区は人口が相当減っていますので是非畑もさせていただいて、一緒に住んでいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(〇〇氏) はい。とんでもないです。ありがとうございます。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいですか。あの、農機具とかはどうなのでしょう。何かお持ちですか。

(〇〇氏) 特に今のところ、ありません。耕運機とか軽トラックはまず手配して、作業ができるような形にして、あと草刈り機ですね。こちらの方を準備して草等を、まず基本的に皆さん近郊の方にご迷惑がかからないように、草刈り等、そういうことはやっていきたいと思います。

(議長) 分かりました。他にご質問ございませんか。よろしいですか。それでは、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。すみません。ありがとうございました。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 何か他にご質問はございますか。今の感じでやっていけますよね？

(栗原委員) 現状より悪くならなければいいと思います。

(山崎勇委員) 畑はちょっと無理ですね。砂利って言うか、もう、うなってどうこうなるような状態じゃない。

(議長) 田んぼでも、じゃあ、ダメですか。

(山崎勇委員) もうね、果樹しかないですね。

(議長) ああ、果樹しかないですかね。

(山崎勇委員) ただ果樹を植えれば間違いなく動物にやられる。

(栗原委員) 斜面がかなりきついので、耕運機もちょっと無理。

(田中委員) トラクターは、まず無理。ひっくり返る。

(議長) かなりの傾斜？

(栗原委員) 場所によっては、かなり斜面がきついので。一応南に向いているので日は当たると思うんですけど。

(田中委員) 日当たりはすごくいい。背中に山を背負ってるから、暖かいです。

(栗原委員) そうですね。

(議長) 他はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受 67 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第 4 号議案、番号 1 から番号 3 については関連案件のため、一括で審議いたします。それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書 5 ページ目をご覧ください。第 4 号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の 1 の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和 7 年 9 月 26 日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第 4 号議案・番号 1 朗読)

(第 4 号議案・番号 2 朗読)

(第4号議案・番号3 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1から番号3について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。ご説明いたします。9月19日に佐藤委員と事務局2名と私の4名で現地を見て来ました。地図は11ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

田①ですが、この道路ができる時から1回も田んぼをやってないというような状態で、所有者の△△△△さんは、道路に田んぼを取られちゃって、もう田んぼもできないし、畑作るにも作りようがないような、ほんの小さな所だったのですが、2ヶ月ぐらい前にうなっていたいて、今、マルチが張ってあります。次に田②、田③、田④ですが、□□□□さんという方が亡くなる前はいろんな作物、ナス、ピーマンなど、良い物を作っていたのですが、もう3年ぐらい全然手を入れてないで、いろんな人にやってほしいと声をかけたんですけど、誰も手を挙げてくれなくて、ずっと草の状態です。それで今、大きな雑木が何本かありまして、桑の木が特に大きいんですけど、雑木については切って除草剤を蒔けばなんとかなるよと、私は言ったんだけど、抜根しますと言って頑張ってくれてまして、今朝も朝早くから草刈り作業と手入れをやってくれていまして、ちょうど5分の1ぐらい、やっと草が刈れたというような状態だと思います。あと、田⑤はすでに作物が作られていまして、今、ナスが元気に育っています。ご本人は私と一緒に、草を作らないようにしたいというのが一応メインなので、作物については出荷はとりあえずしないということです。ご本人がいらしているので、頑張ってくれていますので、ちょっといろいろなことを聞いてください。ちなみに、当該地に隣接した所が私の所有地なので、ご本人とはちょくちょく行き会ってます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいですか。ご本人がいらっしゃるということで、何かご意見等、ぜひよろしくお願いします。それでは、ご本人をお呼びいたします。お願いします。

(〇〇氏 入室)

(〇〇氏) 失礼します。

(議長) 本日はお忙しいところ、ありがとうございます。早速ですが、自己紹介と今後の計画等ありましたら、お話いただきたいと思います。お願いします。

(〇〇氏) はい。はじめまして。〇〇と申します。今回私の自宅近くの稲作耕作地を借りて、農地の改善と環境を再生しようかと思って、今、取り組んでいます。なぜそこを始めようかと思ったのかと言うと、私が小さい時から遊んでいる土地が、田んぼだったんですけど、それがものすごく荒れていて、すごく、なんかこう、荒れているのがいやだなと思ったのがきっかけで、少しでも昔のような草がなく、子供が走って回れるような場所に再生できないかなと思って、ちょっと着手していました。今後、私も年齢が●●の後半に入ってきていますので、どれぐらい続くか分からないですけども、今後、稲作はできないので、畑として再生してキャベツだったり、ハクサイ、その他いろいろ、調べながら挑戦していこうかと思います。何卒素人なので、なかなかうまくいかないんですけど、いろんな人のお知恵を借りながら少し少しやっていこうかと思っています。現在3分の1、4分の1程度は草を刈って、少し開墾して、今日

これが終わってからハクサイとか少し植えて、試してみようかと思っています。以上です。

(議長) はい。ありがとうございます。ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

(小川委員) あ、どうも、小川金二です。今朝も早くからね、頑張ってくれて、ありがとうございます。今朝も見ているし、現地も見させてもらって、ここだけではないけど、ここの田んぼも草が多くて、草をないようにしてほしいなと思って、本当にありがたいと思っています。ぜひ頑張ってやってほしいなと思いますので、よろしくお願いします。

(議長) 他にご質問ございますか。

(武田委員) 武田と申します。この□□さんの田んぼは、最初小川委員からもここをやらないかと、私の方に声をかけていただいたこともあるんですけども、私の方も手が回らないということでお断りさせていただいた経緯があって、誰かやっていただけの方がいると、本当に草になっている所なので、それで、道沿いから良く見える所なので、草が目立つとやっぱり景観も良くないし、獣の住処にもなりやすいと思いますので、やっていただけるのはすごくありがたいことだと思います。ちなみにお米を作るという計画はありますか。今のところはありませんか。

(〇〇氏) 米ですか。米は設備がないので、米まではちょっとできないです。

(武田委員) あそこは元々田んぼで、お米を作っている方もいらっしゃるって、やっぱり田んぼがあるとまた景色も違ってくると思うので、もし気力、体力等ありましたら・・・

(〇〇氏) 設備があれば・・・

(武田委員) よろしくをお願いします。すみません。ありがとうございます。

(議長) 他にご意見、ご質問ございますか。よろしいですか。それでは、本日はどうもありがとうございました。

(〇〇氏) はい。よろしくお願いいたします。失礼します。

(〇〇氏 退室)

(議長) 他にご質問はございますか。これは小川さんの隣なので、その辺まではきれいなんですよね？

(小川委員) あの、私の草も刈ってくれているというような状況で、3人が使っている入口の所は〇〇さんがきれいに刈ってくれたりしています。それでちょっとずつやりたいなと言っていたのですが、ここでやってくれると言うので、頑張ってくださいと。いつも大体、朝早くから午前中いっぱいまでやっています。今、午後もやると言っていました、家が現地のすぐそばで、道路の反対側なので歩いて畑に行けると、そんな形です。よろしくお願いします。

(議長) 他にございせんか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1から番号3の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第1号議案、収受65について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書1ページ目をご覧ください。

(第1号議案・収受65 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 65 について、担当の本郷委員、説明願います。

(本郷委員) はい。去る 9 月 19 日に事務局 2 名と志村委員の 4 名で現地を確認いたしました。

地図につきましては、12 ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

畑につきましては、以前より〇〇〇〇〇〇〇で使用していたような様子でございます。すでに〇〇ー〇と△△ー△にまたがったような形で 10 本ほどのマルチが敷かれ、ダイコンの芽が 3 センチほど出ておりました。西側と東側につきましては草になっておりますが、2 回ほど耕耘すれば作付けできる状況ではないかと思われまゝす。なお、ダイコンの作付けにつきましては、□□□□さんをお願いしているとのことでございます。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(議長) ただいま、事務局と本郷委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(堀江職務代理) あの、□□□□さんがやってる、委託されているという？

(本郷委員) そういうことなんです。

(堀江職務代理) 〇〇〇の芋掘りとかに使うとかではなくて？

(本郷委員) 〇〇〇の方は収穫だけ・・・

(堀江職務代理) 収穫は手伝う？

(本郷委員) 収穫に来るような様子ですね。

(堀江職務代理) 〇〇〇の収穫として〇〇〇で使うということで・・・分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。これは、あの、〇〇〇が買うというのは可能なんですか。

(堀江職務代理) もうすでに●●●㎡、持っていますしね。

(議長) 0 ㎡で、初めてでも買える？

(事務局) はい。教育の関係で営利を目的としないということでしたら、例外ということで、0 ㎡からでも買うことができます。

(議長) はい。分かりました。他に質問はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受 65 について、農地法第 3 条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受 70 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 2 ページ目をご覧ください。

**(第 1 号議案・収受 70 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、収受 70 について、担当の佐藤委員、説明願います。

(佐藤委員) はい。先日 19 日に事務局 2 名と小川委員と私の 4 人で現地調査に行ってきた。

地図は 13 ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**



現地には大きい栗が7本植えられています。〇〇〇〇ー〇の隣接した南側が〇〇さんの畑で、そちらも大きい栗が植わっていて、今、ファーマーズセンターに出荷している栗です。〇〇さんの家は家族も一緒に農作業をしているようで、他にも野菜とかを作っていて、現地は栗だけでしたが、これからもずっとやっていただけたらと思います。以上です。よろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と佐藤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受70について、農地法第3条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第2号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書3ページ目をご覧ください。第2号議案、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和7年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第2号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告します。先週19日に栗原委員と事務局2名と私の4名で現地を調査しております。地図は14ページをお開きください。

**(現地案内図 説明)**

まず〇〇ー〇ですが、こちらは半分ほどにサツマイモが作付けされておりました。あとは耕耘されております。△△△ー△ですが、こちらの方も半分はキウイが10本ほど植えられています。あと、残りは耕耘されていたと。この△△△ー△は私の家の近所で、〇〇〇さんとよく話をすることがありますけど、今年は耕耘されている所はジャガイモが植わっていた所になります。以上のように申請人の〇〇〇さんは引き続き農業を行っていると考えます。よろしくご審議をお願いします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇〇さんは引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書3ページ目をご覧ください。

**(第2号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の栗原委員、説明願います。

(栗原委員) はい。同じく 19 日に山崎勇委員と事務局 2 名と共に現地を確認してまいりました。地図は 15 ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

圃場に囲まれるように自宅がありますが、こちらがお兄さんの〇〇さんのご自宅になります。自宅をぐるっと取り囲んでいるような形の農地になります。まず下のまとまった 8 筆ですが、全て一体となって使用されております。全面果樹ですね。こちらの方は南向きの斜面になっております。この下に秋川が流れているんですけど、川に向かって緩やかな斜面になっているというイメージを持っていただければよろしいかと思います。キウイの棚があったりですか、珍しいところだとポポーだとか、梅、あと、新しく柑橘、多分ミカンだと思うんですけども、その幼木がかなりの本数植えてありまして、ほんとに所狭しと何かしらの果樹がいろいろと植わっているような状態で、本数的にはもう十分と言うか、逆に植えすぎなんじゃないかぐらいの感じでした。下草の方は非常にきれいに管理されておりました。私は以前もここを担当させていただいて、こちらを見に行っていましたけど、その時は結構、下側、篠竹がわりとびっしり生えているようなイメージがあったんですけども、今回それも全くなくなっておりまして、きれいに刈られておりましたし、古い果樹なんかも伐採されて、そこに新しい果樹を植えてましたので、以前より日が当たって明るいイメージになっていました。そして、上の方の自宅そばの 3 筆ですが、〇〇〇〇ー〇は一部畑として使用されておりました、サツマイモだとか、夏野菜等が植えてありました。残りは下の方と一緒に、果樹が全面に、栗だとか、ミカン、同じくキウイの棚等がありました。こちらも所狭しと植えてあります。下草の方も非常にきれいに管理されておりました、見た目は本当にすっきりした、良い感じの果樹園的な感じになっております。そして飛び地の△△△△ですが、こちらは非常に狭い所で、かなりきつめの斜面になっておまして、こちらは栗の幼木が 2 本植えてあります。古い栗があったみたいですけど、そちらはもう伐採してありまして、根っこの部分が残っているだけだったんですけども、そこに新たに幼木が 2 本植えてありましたので、引き続き栗を栽培されるのかなと思いました。当日、ご本人にも立ち会いをしていただきながら、見させていただいたんですけども、説明したように下草等は非常にきれいに管理されておりますし、本数も十分な数が植えてありましたので、そのあたりは何ら問題はないと思いますが、ご本人にもちょっとお伺いしたんですけども、数はたくさん植わっているんですけども、これだけたくさんあってどこか販売しているんですか、と聞いたのですが、なかなか売り物にできるような物ができないので、まだ売ってないですよというお話をしていたんですけども、私も果樹はそんなに詳しくないのですが、キウイとか見ても病気なのか、虫なのか、というような跡があったり、摘果していないのか、かなり成らせるだけ成らせちゃってる感じで、キウイなんかも全体的に 1 つずつの実がちょっと小さいかなというように見受けられたので、木の管理等はもうちょっと時間を要するかなというような状態ではありましたが、農地全体としては非常にきれいに管理されておりましたので、問題はないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) はい。ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇〇さん、〇〇△△さんは、引き続き農業経営を行ってい

る旨を証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第3号議案、番号1について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書4ページ目をご覧ください。第3号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について。次の申出について、生産緑地法に係る買取申出に伴う農業の主たる従事者の証明に関する事務処理規程第5条第1項の規定に基づき証明する。令和7年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

(第3号議案・番号1 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。9月19日に小澤委員と事務局、計4名で現地調査に行っておりまして。地図は16ページをご覧ください。

(現地案内図 説明)

前回、主たる従事者証明が隣接した土地で出ていたのですが、残りの部分でございます。現況としましては、除草剤が蒔かれておりまして、きれいになっておりました。〇〇〇さんはファーマーズセンターの会員でもありましたし、一昨年ぐらい前までは、体調を崩す前までは、ちゃんとここでトウモロコシを中心に農業生産もされていたということで、主たる従事者であることは問題ないと思いますが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。これは都市政策から来たのですか。

(事務局) いいえ。ご本人からの申請で今回あげさせていただきました。

(議長) 以前、こういうのが出て、1回主たる従事者証明を出して、また別の機会に出すというのはダメだと言われたような記憶があるんですけど、それは大丈夫ですか。

(事務局長) 申請者が違うので。

(議長) 申請者が違う？

(堀江職務代理) 前は奥さん。

(事務局長) 今回の方のお母さん。

(議長) あ、そういうことですか。じゃあ、大丈夫なんですかね。同じ人が2回出すのはダメなんですよね。そういうことを以前言われて、今、申請者が違うというのは、ちょっとびっくりしました。分かりました。他に何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、〇〇〇さんは農業の主たる従事者であったことを証明することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第4号議案、番号4について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

(第4号議案・番号4 朗読)

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号4について、担当の大福委員、説明願います。

(大福委員) はい。説明させていただきます。9月19日に野崎委員と事務局2名と共に現地調査に伺いました。場所は17ページの地図をご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現状は一面草に覆われておりました。膝丈ぐらいから、伸びている物は背丈を超えるぐらいの草でした。今年の3月にも調査に伺っているのですが、その時はブドウの苗木が整然と60本ぐらい、60本以上かな、植え付けてあるのを確認しております。その後ブドウの苗木は撤去されまして、その後は特に何もされてないのかなというような状況でした。こちらの畑の両隣の畑なんですけれども、とてもきれいに管理された露地野菜が作付けされておりますので、こちらの畑も草退治などは適切に管理していただきたいと思います。以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と大福委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(大福委員) あの、ちょっとすみません。事務局さんに確認なんですけど、〇〇〇〇〇〇さんの今の直近の面積は、これはどこまでが入った面積なのですか。

(事務局) 7月総会に中間管理で何件か出させていただいているのですが、そこまで入った面積になっております。

(大福委員) その範囲は、今回耕作されているのは確認されているということでよろしいですか。

(事務局) そうですね。ちょっと外に出る度に気にして見るようにしていまして、現地調査の前に一応確認はしているところです。

(大福委員) はい。ありがとうございます。

(小澤委員) あの、1点、いいですか。あの契約期間なんですけれども、11年というのはなんか半端なようなんですけど、何か理由があつてですか。

(事務局) 一般的に5年、10年という所が多いと思うのですが、こちらは補助事業を入れる関係で、パイプ棚を入れるということで、耐用年数が10年なので、10年プラス準備期間で1年という形で、今回11年にしたようです。

(議長) 他にご意見、ご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号4の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号5について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書6ページ目をご覧ください。

**(第4号議案・番号5 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号5について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。9月19日に事務局2名と平野委員と4名で現地の調査に伺いました。地図は18ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

確認したところ全面に一本ネギの苗が植え付けられておりました。以上です。ご審議のほどよろしくお願いします。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。この面積は、今、これが入っている面積ですか。

(事務局) この案件の分は入っていません。

(議長) あ、そうですか。

(堀江職務代理) ここは△△△くんが前までやっていた所だね。

(議長) あ、そうなの？

(事務局) そうみたいなのですが、お話し合いで決まったのか、ここで〇〇さんに切り替えられるようです。

(議長) 他にはよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号5の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号6について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

**(第4号議案・番号6 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号6について、担当の志村委員、説明願います。

(志村委員) はい。番号6について、説明いたします。9月19日に本郷委員と私と事務局2名、合計4名で現地確認をしてまいりました。地図は19ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現地はトラクターで耕耘した後、少し時間が経っているので、少し草が生えている状態でしたけれども、秋冬野菜などの作付けの前と思われる状態でした。後日、利用権の設定を受ける●●在住の〇〇〇さんに、どのように利用するのか尋ねてみたところ、来年サツマイモを栽培予定とのことでした。この〇〇〇さんは他にも●●, ●●●㎡を越す畑を耕作しており、主にサツマイモを栽培しています。サツマイモ専用の大型の機械も導入し、本格的にサツマイモ栽培に取り組んでいますので、年間通じてこの土地もしっかり管理できるものと思われます。以上です。

(議長) ただいま、事務局と志村委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号6の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

んか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号7について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書7ページ目をご覧ください。

**(第4号議案・番号7 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号7について、担当の小澤委員、説明願います。

(小澤委員) はい。番号7について、説明いたします。9月19日に事務局2名と平野委員と4名で現地調査に伺いました。地図は20ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

確認したところ、現在雑草が繁茂しておりました。ここは以前ちょっと木が倒れたりして、そこを整地してたんですけど、まだきちんと手が付いてない状態で、そのままです。以上です。

(議長) ただいま、事務局と小澤委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。

(大福委員) あ、すみません。●, ●●●㎡の内●●●㎡ということで一部なのですが、これはなぜなのでしょう。

(小澤委員) ○○○ー○の西側半分は△△△さんが借りています。今回の現場は木が倒れて、やっと整地と言うか、木が処分された後の状態で、まだ、なんて言うのかな・・・

(大福委員) あんまり、まだ使える感じじゃない？

(小澤委員) そうですね。抜根はしたんだけど、処理した時のチップがまだ残ってる状態でした。これからですね。何をやるにも。

(大福委員) 分かりました。

(議長) 他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号7の農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の1の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、第5号議案、番号1についてですが、こちらは○○委員のご親族の案件となりますので、○○委員には一時退席願います。

(○○委員 退室)

(議長) それでは事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。それでは、議案書8ページ目をご覧ください。第5号議案、生産緑地指定申請に伴う農業委員会の意見について。生産緑地法施行規則第1条の規定に基づき、市が生産緑地地区に関する都市計画の案を作成するに当たり農業委員会へ下記農地の照会があった。このことについては、生産緑地法第2条第1号に規定する農地と認められるので、その旨回答する。令和7年9月26日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

**(第5号議案・番号1 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号1について、担当の山崎勇委員、説明願います。

(山崎勇委員) はい。それでは報告します。先週の19日に栗原委員と事務局2名と私の4名で現地を見ております。地図は14ページをお開きください。第2号議案、番号1でもお話した地図になります。

**(現地案内図 説明)**

現況ですけれども、半分ほどにサツマイモが作付けされておりました。また、15本ほどブルーベリーが植え付けされておまして、成木になりますけれども、単管パイプできれいに囲われて栽培されておりました。また、あとはニンジンやオクラ等が作付けされておりました。残り3分の1ほどはきれいに耕耘されております。こうしたことから当該農地は農業の用に供されていると考えます。よろしくご審議をお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と山崎勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号1について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨を回答することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地である旨、回答いたします。それでは、〇〇委員に入ってください。

(〇〇委員 入室)

(議長) 続きまして、番号2について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書8ページ目をご覧ください。

**(第5号議案・番号2 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号2について、担当の平野委員、説明願います。

(平野委員) はい。それでは説明させていただきます。9月19日に現地調査に行っていました。地図は21ページをご覧ください。

**(現地案内図 説明)**

現況としましては、梅の木の白加賀の二年生の苗木が8本、また温州ミカンの苗木が2本、きれいに植えられておりました。下草類はほとんどなくて、きれいに耕耘された状態です。農地としての現況は間違いないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長) ただいま、事務局と平野委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号2について、生産緑地法第2条第1号に規定する農地である旨を回答することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地である旨、回答いたします。続きまして、番号3について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 8 ページ目をご覧ください。

**(第 5 号議案・番号 3 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 3 について、担当の野崎委員、説明願います。

(野崎委員) はい。それでは現地について報告させていただきます。地図は 22 ページをお開きください。先ほど大福委員から報告のありました同じ日、9 月 19 日に大福委員、事務局 2 名、私で現地調査を行いました。

**(現地案内図 説明)**

現況はネギが 3 分の 2 ぐらいに植えられて、南側 3 分の 1 ぐらいにはイチゴが半分、タラの木が半分、植え付けられておりました。また、作付けされていない部分も若干あるんですけど、その部分は管理機により大変きれいに管理されておりました。以上のようなことから、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地であると認められると思います。私からの報告は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と野崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。これは面積的には、隣と一緒に要件を満たすということ？

(事務局) そうですね。隣接地が生産緑地になっておりますので、そちらと合わせて一団の農地として指定する形になります。

(議長) はい。では、質問はよろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号 3 について、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地である旨を回答することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地である旨、回答いたします。続きまして、番号 4 について、事務局、説明願います。

(事務局次長) はい。議案書 8 ページ目をご覧ください。

**(第 5 号議案・番号 4 朗読)**

以上でございます。

(議長) 続きまして、番号 4 について、担当の小川委員、説明願います。

(小川委員) はい。地図は 23 ページをご覧ください。現地は 6 月総会で△△△△さんから〇〇さんに所有権移転されている場所なので、現地調査は行わないということでしたが、私、確認のためにもう一度行って来ました。

**(現地案内図 説明)**

現地に隣接した北側の土地が〇〇さんの土地になっていて、既に生産緑地の指定がされております。元気に柿の木があるという場所で、北側の土地も同じような形で利用されておりますので、新たに生産緑地の指定ということではよろしいかと思います。よろしく申し上げます。

(議長) ただいま、事務局と小川委員から説明をしていただきましたが、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号 4 について、生産緑地法第 2 条第 1 号に規定する農地である旨を回答することに、ご異議ございませんか。



(全委員) 異議なし。

(議長) 異議がないようですので、農地である旨、回答いたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

(事務局) はい。それでは、お手元の令和7年あきる野市農業委員会9月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

**(専決報告 朗読)**

以上でございます。

(議長) はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。

なお、次回の総会ですが、10月27日、月曜日、午後1時30分より、あきる野市役所本庁舎5階、503会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会 午後2時45分